(令和7年9月県議会定例会報告)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 の規定に基づく健全化判断比率及び資金不 足比率の報告書

山 形 県

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により、令和6年度決算に係る健全化判断比率を次のとおり報告する。

令和7年10月9日

山形県知事 吉 村 美栄子

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
_	_	13.4	212.2
(3.75)	(8.75)	(25.0)	(400.0)

備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「一」を記載した。
- 2 早期健全化基準を括弧内に記載した。

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、令和6年度決算に係る資金不足比率を次のとおり報告する。

令和7年10月9日

山形県知事 吉 村 美栄子

(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率
流域下水道事業会計	_
電気事業会計	_
工業用水道事業会計	_
公営企業資産運用事業会計	_
水道用水供給事業会計	_
病院事業会計	8.5
土地取得事業特別会計	_
港湾整備事業特別会計	_

備考

- 1 資金の不足額がないものは、「一」を記載した。
- 2 経営健全化基準は20.0%である。